技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成２０年 ８ 月

１．策定にあたって

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べ高額となっているのではないかとの指摘がなされているところです。

本市は、これまでも二次にわたる財政健全化（平成１０年度～１７年度）に続き、平成１８年度からは行財政の全般的な改革に取り組み、その着実な推進より、職員給与の適正化に努めるとともに、事務事業の見直しや民間委託化等の推進により、技能労務職員等の定数削減にも取り組んできたところですが、地方公共団体が置かれている現下の状況を真摯に受け止め、また、今後も厳しい財政運営が続くであろうことを踏まえ、再度、技能労務職員等の給与について、総合的な点検を行うとともに、市民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう、見直しに向けた取組方針を策定するものです。

１．現状

（１）技能労務職の職種ごとの人数、平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

（平成19年4月1日現在）

区分	公務員					民間（大阪府内又は全国平均）			備考
	平均年齢（歳）	職員数（人）	平均給料月額（円）	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢（歳）	平均給与月額（B）	A/B
貝塚市	40.2	100	305,602	372,458	353,031	－	－	－	－
清掃職員	40.5	41	320,244	398,845	371,674	廃棄物処理業従事員	※ 43.3	※ 299,800	※ 1.33
給食調理員	40.1	25	273,048	311,044	307,828	調理士	43.1	260,500	1.19
庁務員	41.8	13	323,092	377,067	372,903	用務員	※ 53.9	※ 227,200	※ 1.66
運転手	40.1	1	279,100	342,165	320,512	自家用乗用自動車運転者	54.6	349,300	0.98
電話交換手	49.1	2	375,300	408,821	408,821	－	－	－	－
その他職員	37.6	18	298,606	391,967	354,605	－	－	－	－
大阪府	47.3	1253	323,242	407,690	377,457	－	－	－	－
国	48.8	5193	287,049	－	320,514	－	－	－	－

注１）上記中、「その他職員」とは、葬儀員及び土木工員である。

注２）民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成16年～18年の3か年平均）を使用している。

なお、調理士及び自家用自動車運転者については大阪府のデータを使用しているが、廃棄物処理業従業員及び用務員については、都道府県別のデータがないため全国データ（※印）を記載している。

また、電話交換手及びその他職員については、対応する類似職種や公表データがないため記載していない。

注３）公務員の「技能労務職の職種」と民間の「類似職種」についは、公務員が正規職員のみを対象としたデータであるのに対して、民間のデータは短期雇用や非正規雇用を含んだデータであり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態が一致していないため、単純に比較できるものではない。

注４）「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

注５）「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

注６）「平均給料月額（国ベース）」とは、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

（２）職種ごとの年齢別の人数・平均給与等　　（平成19年4月1日現在）

区　　分	清掃職員	給食調理員	庁務員	運転手	電話交換手	その他職員
～25歳	230,900 （２）	208,600 （８）				266,600 （３）
26歳～30歳	279,900 （６）	276,200 （１）	283,400 （２）			261,000 （１）
31歳～35歳	337,400 （９）	290,100 （４）	310,200 （３）			332,400 （２）
36歳～40歳	386,500 （４）	296,400 （１）	330,000 （１）	342,200 （１）		436,500 （５）
41歳～45歳	453,100 （７）		412,600 （３）		357,400 （１）	447,800 （５）
46歳～50歳	487,200 （６）	424,800 （３）				454,100 （２）
51歳～55歳	483,000 （２）	437,100 （２）	431,700 （２）			
56歳～	513,600 （５）	371,000 （６）	486,600 （２）		460,300 （１）	

※数値はすべて平成 19 年 4 月 1 日現在のものである。

※上段が平均給与（単位：円）、（　）内が人数を表す。

（３）その他給与に関する事項等

①給料表

一般行政職と同一の給料表（事務、技能職給料表）を適用しています。

②手当

おもに支給している手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当であり、それぞれ該当者に支給しています。

なお、現在、技能労務職のみを対象に支給している特殊勤務手当は、次のとおりです。

手当の名称	手当の内容
じんあい収集作業等従事手当	（日）５００円
下水清掃作業等従事手当	（日）３００円
動物死体処理作業従事手当 （第１種）（収集） （第２種）（火葬）	 （回）３５０円 （回）１５０円
納棺・火葬業務従事手当	（件）５００円

③昇給基準

毎年１月１日に前１年間の勤務状況に応じて、４号給（55 歳以上の職員にあっては２号給）を標準としています。

２．基本的な考え方

（１）これまでの取組み内容

平成 18 年度の給与構造改革に伴い、給料水準の平均 4.8%引下げ、昇給制度の見直しを行ったほか、地域手当、通勤手当、住居手当等諸手当の見直しを全職員を対象として行いました。

また、技能労務職員にかかる特殊勤務手当については、３種の手当を廃止し、３種の支給対象業務の見直しを行いました。

廃止した手当	見直しを行った手当
し尿処理作業従事手当	じんあい収集作業等従事手当
と畜場汚物処理作業従事手当	下水清掃作業等従事手当
庁務員時差勤務手当	納棺・火葬業務従事手当

（２）今後の見直しに向けた基本的な考え方

上記（１）の取組みを行ったうえで、なお本市技能労務職員の給与水準が民間の事業者に比べ高い水準となっている現状を踏まえ、給与面について、国、府、近隣各市の動向を注視しながら、適正な給与制度の構築・運営に努めていきます。

３．具体的な取組内容

（１）給料表に関する事項

給料表については、現在、一般行政職等と同一の給料表を適用していますが、一般行政職等との給料表の分離など、給料水準の適正化に向け検討を行います。

（２）手当に関する事項

特殊勤務手当について、再度その内容を精査し、見直しに向けての検討を行います。

４．その他

（１）民間委託化の推進

技能労務職が担っている業務全般の精査、見直しを行ない、民間委託が可能な部門、部分については、順次、民間委託化を進めています。

①庁務については、平成１３年度から庁務員の退職者を不補充とし、委託可能な部分について、民間委託化を進めています。

②葬儀業務については、平成１９年度に民間委託を実施しました。

③清掃業務については、平成２０年度から部分的に民間委託を実施し、最終的に業務の２分の１相当部分の民間委託（平成２２年度）を実施します。

（２）事務・事業の見直し

事務・事業の効率化・コスト削減の観点から技能労務職の職務内容を精査し、機械化等による効率化を図るとともに、職員配置について、業務の内容から非常勤（嘱託員）化が可能な部門、部分についは、順次、非常勤化を行っています。

①学校給食調理については、平成 18 年度から給食調理員の概ね半数について、非常勤化を行っています。

②庁務員については、１３年度から退職者不補充とし、業務の民間委託化を図るとともに、一部については、非常勤化を行っています。

③自動車運転手については、平成１３年度から退職者不補充とし、非常勤化を行っています。

④電話交換手については、平成１５年度にダイヤルイン化による業務の効率化をはかり、２名の減員を行いました。

（３）職員数の削減等

今後も、行政需要・サービスの質・コスト等の観点から、民間委託が適当と判断で

きる部門、部分について委託化を図るとともに、事務・事業の見直しによる業務の効率化を図り、適宜、職員数の削減に努めていきます。

技能労務職員数の推移（各年４月１日現在）　　単位：人

区　分	第２次健全化（H13～17）		行財政改革（H18～22）	
	平成12年	平成17年	平成19年	平成20年
清掃職員	５８	４８	４１	３５
給食調理員	３８	３０	２５	２４
庁務員	２６	１６	１３	１３
運転手	２	１	１	１
電話交換手	４	２	２	２
その他職員	１９	１８	１８	１２
合　　計	１４７	１１５	１００	８７